

平成 25 年度第 2 回水中遺跡調査検討委員会

アジア水中考古学研究所
理事長 林田 憲三

発表の内容：

- 1) 水中遺跡の調査に関する事項
- 2) 水中遺跡の保存・活用に関する事項

1). 水中遺跡の調査に関する事項

① 調査における基本的な考え方

- 水中遺跡はどのような状態にあるものを対象とするか（定義）

【参考資料 1】

- 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか

- ジョージ・バスは考古学の概念や調査方法を水中へ持ち込んだ。

George F. Bass, *Archaeology Under water, Ancient People and Places* London, 1966

- 人間の生きた証は陸上ばかりでなく水中にも存在する。

- 歴史は陸と海の間活動の結果である。そのため陸と海を相対的に考える必要がある。

- 定義については、日本財団助成の「水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進」という事業の開始にあたり、議論し、その成果として「海の文化遺産総合調査」のデータベースを作成した。

- 定義では、「水中文化遺産」に対して新たに概念を設定するのではなく、既存の概念を援用し理解し易い分類を試みた。そして、その差異を明らかにしつつ、現状の後進性と我々の今後の方向性を示唆するものとした。

- 海の遺跡・遺物については、「全国水中遺跡地図」に載せることにした。

- 引き揚げ遺物に関しては、この地図に原位置がほぼ分かるものを載せている。遺跡を含めて 452 件をこの地図に載せている。また精査した遺跡については遺跡の範囲も示している。

② 把握方法

- 文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」（以下「包蔵地」）の設定について、都道府県市町村教育委員会が取り組みに当たっての留意点はなにか

【参考資料 1】

- 潜水調査を経験した文化財担当者が所属している行政機関：

沖縄県、鹿児島県、熊本県、長崎県、佐賀県、福岡市、福岡県、大分県、島根県、滋賀県、大阪府、石川県、静岡県、千葉県、山形県、

- 包蔵地の設定にあたっては、どのような手段で行うことが適当か（費用や精度等）
- 1）目視潜水調査、2）探査機による調査、3）試掘（ドレッジあるいは浚渫グラブによる調査）により遺跡の範囲や時代の特定を行う。
- 費用については、陸上の調査費単価に近づける努力をする。
- 光波測器や DGPS により精度の高い測量が可能。

③ 調査方法・体制（文献調査・探査、発掘、保存処理等）

- 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- 教育委員会は潜水のできる職員を採用する。あるいは職員に潜水教育をさせる。保存処理を担当する職員には潜水教育をする。

- 調査はどのような体制で行うべきか
- 緊急発掘調査（教育委員会＋NPO や NGO あるいは海洋開発企業）
- 学術調査（大学・研究機関、国立博物館水中考古学部門や NPO や NGO との協働）

- 水深や水質等の違いによって調査体制や方法は変わるのか
- 調査方法は深度に合わせて変える必要はあるが、それに伴って調査体制も安全調査のための体制づくりが求められる。
- 発掘調査で発見された遺物の取扱いはどのように行うことが適切か
- 埋蔵文化財保護法に基づき発見届けを提出する。

2) 水中遺跡の保存・活用に関する事項（Figs.1-6）

① 水中遺跡の保存及び活用に関する基本的な考え方（保存関係）

- 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- 【参考資料 2】
- ユネスコの水中文化遺産保護条約にある原位置保存の原則についてどのように考えるか
- 原位置保存の考えは沈没船などのサルベージ行為を禁止することが根底にあり、そこから発展して水中遺跡の保存・活用の基本的理論の一つとなっている。
- 海底ミュージアム、海底公園 として理論の具体化
- 【参考資料 2】
- 沈船を含む遺物の引き上げについてどのように考えるか
- 水中考古学では沈船は遺跡と考える。沈船を引き揚げることは、遺跡の消滅を意味する。

- 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- 水中環境の総合的な理解と保存・管理の克服

② 水中遺跡の保存方法

- 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- 精度の高い分析などが不可能
- 発掘調査で発見された遺物を現地で（水中）で保存する場合はどのようにすればよいか
 - 保存あるいは崩壊し易い材質か、例：陶磁器や石製品など
 - 遺物を引き揚げる必要がある場合はどのような方法で引き揚げるのが適切か
 - 例：スエーデンのワーサ号やイギリスのメリーローズ号、中国の南海沈船 I 号
 - 引き揚げた遺物処理はどのような方法が適切か
 - 沿岸住民や漁師、ダイバー、観光客への注意喚起、損壊や盗掘の防止はどのようにすることが効果的か
 - 写真 Figs. 1-6 を参照

③ 水中遺跡の活用方法

- 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- 参考資料 2

- 引き揚げた遺物はどのように活用することが適切か
- 元位置保存の思想の立場で引き揚げ遺物活用を考える必要がある。

- 現地（水中）にある遺物は活用することが適切か
- 全人類の財産とする思想は文化財の活用を抜きにして考えるべきではない。

- 遺跡は移動させることが可能かそうでないか
- 遺跡の種類にもよるが、沈船では世界中で引き上げ例があるので、その技術は日本でも可能である。

- 移動できない遺跡とは何か、あるいは移動可能な遺跡とは
定義の要素としては：
- 環境と遺跡が切り離せない状態、遺跡の規模と保存状態
つまり壊れやすい側面をもつ遺跡、歴史的であり記憶的な出来事、例えば記念遺跡、ハワイの戦艦アリゾナあるいはタイタニック号、あるいは南太平洋の第二大戦時の軍艦や商船などがそうであろう。水中にあることの重要性



Fig.1 原位置保存：熱海市白島、水深約 20m、江戸中期 廻船の積荷瓦
(三葉葵の鬼瓦、平瓦、丸瓦)、

初島海底遺跡は既に地元ではダイビングスポットとして開放されている。管理については地元の漁協やダイビングショップが行っている。つまり島外から無許可のダイビングの規制、遺物の引き揚げ行為は禁止しているため、現在遺跡がダイビングによる被害の報告はない。研究所はこの遺跡を日本の水中考古学の全ての問題点を学び解決への指針を与えてくれる重要な遺跡と考えている。水中遺跡の調査、保存、活用に重要な知識や技術を修練するためにも研究者や学生、さらに一般のダイバーにも開放するつもりである。

【参考文献】

- 1) 「海のタイムカプセル」-水中考古学からのおくりもの- 展示図録 2011
- 2) 「水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進」-海の文化遺産総合調査報告書- 太平洋編 2012 99-109 頁



Fig.2 遺跡の活用：海底遺跡見学会、小値賀前方湾海底遺跡

【参考文献】

- 1) 「海底遺跡ミュージアム構想」Newsletter 号外 2007
- 2) 「水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進」-海の文化遺産総合調査報告書- 総論・九州編 2012



Fig.3 海底遺跡見学①



Fig.4 海底遺跡見学②

(シュノーケリングによるオーハ島沖海底遺跡見学、沖縄県久米島 2010) 15 世紀の中国陶磁器が水深 3 m 以内の海底に散乱している。沖縄海域の海は本土の海と比べて透明度が良いため、このような遺跡見学に最適である。遺物については調査・研究は行われている。

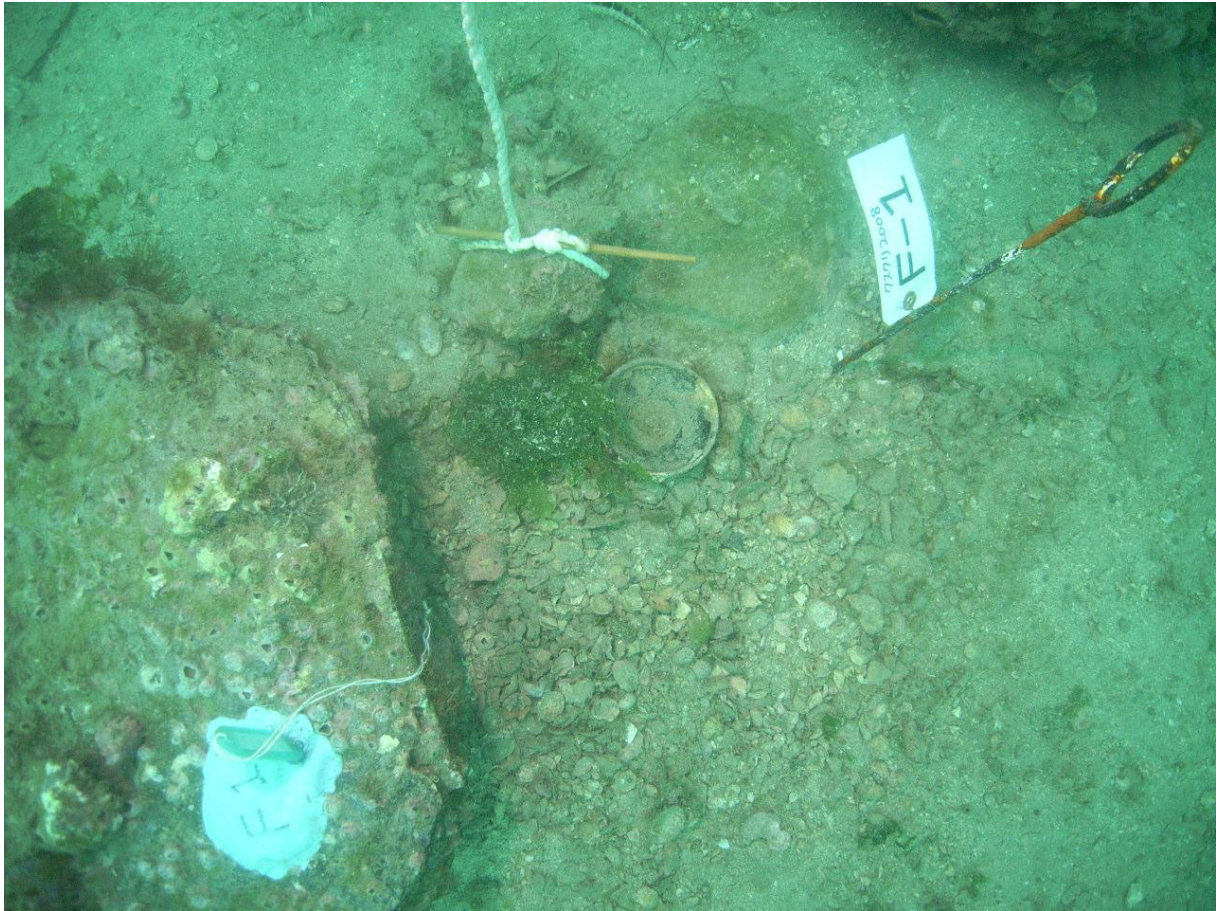


Fig. 5 原位置保存と遺跡の活用、中国陶磁器（海底ミュージアム構想）

小値賀前方湾海底遺跡（小値賀町文化財調査報告書 第20集、2007）

遺物は回収、将来この位置にレプリカをおき、このレプリカに遺跡の説明や遺物の説明を納めた1cmほどのチップをつける。潜水の見学者はチップのデータを腕につけた10cmほどのモニターに映し出し、読むことで、遺物の理解となる。またチップには位置を入れた情報もあり、この情報は陸上のモニターにリアルタイムで、記録され、盗難防止となる。また潜水をしない遺跡見学者には、水中に設置したモニター用のカメラから元位置の遺物や遺物周辺の海底環境を陸上の施設に接したスクリーンに映すことで、遺跡の理解を図る。またこの映像はインターネット上でリアルタイムで映像を見ることが出来る。指定した海域での漁、魚釣り、船の航行を禁止。（Cala Gadir 遺跡を参考）

【参考資料】

イタリア・パンテレリア島海底遺跡カラ・ガディール(Cala Gadir)ではシシリー海洋考古局による遺跡や遺物の原位置保存（レプリカによる保存を含む）による海底遺跡の保存・整備・管理さらに活用が進んでいる。沈船や積荷の遺跡の保存・整備・管理及び活用ではケーススタディーとなると思われる。水没した都市遺構ではナポリ郊外のバイア遺跡(Baia)などがある。この遺跡も貴重なケーススタディーとなる。シシリー海洋考古局ホームページ：

<http://www.regione.sicilia.it/beniculturali/archeologiasottomarina/index.htm>

【参考文献】

- 1) 「水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進」-海の文化遺産総合調査報告書- 総論・九州編 2012



Fig.6 原位置保存と遺跡の活用 中国系碇石(完形)(海底ミュージアム構想)

小値賀前方湾海底遺跡 (小値賀町文化財調査報告書 第20集、2007)

碇石の海底での保存については今のところ破壊とか盗掘といった問題はない。2 m 近い石製品の碇石は海底の環境の変化があっても大きく影響するものではない。碇石の表面には牡蠣殻などの付着物は認められるが、形状への影響は殆ど認められない。碇石の形状は保たれているので、現状位置で問題はない。また碇石の研究の現状からして、引き揚げなくても海底で研究も可能と判断している。

【参考文献】

- 1) 「長崎県・五島列島—小値賀島周辺周辺海域及前方湾海底遺跡調査報告書」
小値賀町文化財調査報告書第18集 2007
- 2) 「小値賀島前方湾海底遺跡調査報告書」 小値賀町文化財調査報告書第20集 2007
- 3) 「小値賀島前方湾海底遺跡調査報告書Ⅱ」小値賀町文化財調査報告書第21集 2008

水中文化遺産の定義

水中遺跡（文化庁 2000）

「常時水面下にある遺跡」

→潮間帯の遺跡、港湾施設などは含まなくなる。年代基準は陸上の遺跡と同様か。

水底遺跡（小江慶雄）

「水底遺跡とは、海、湖底その他の水底の堆積層、ないしはその上に諸遺物を包含、遺存している場合をさす」

→「過去に於いて水没した遺跡が、その後、陸化して泥炭層のような形で確認されても、これを水底遺跡としなければならない」

水中文化遺産（水中文化遺産保護条約）

「少なくとも 100 年の間、連続的または周期的に、部分的または完全に水中にある文化的、歴史的または考古学的性質を有する人類の存在のあらゆる痕跡」

→潮間帯の遺跡、一部が水面下にある港湾施設等も含む。

海事遺産、海洋遺産、海の文化遺産

→淡水域（琵琶湖など）は含まなくなる。

対象となる遺跡の年代に関して

（水中文化遺産保護条約）「少なくとも 100 年の間」

（文化庁次長通知）

- ・おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- ・近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- ・近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

庁保記第七五号

平成一〇年九月二九日

各都道府県教育委員会教育長あて

文化庁次長通知

(一) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の 一)に示す原則に則しつつ、かつ 二)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、前記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

一) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

①おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。

②近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。

③現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

二) 埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所在する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

(二) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。

ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

前記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(三) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

前記(二)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配付等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側、文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

ユネスコによる水中遺跡・遺物の取扱におけるメリット及びデメリット

方法	保護	保存処理	訪問	出土地点の重要性	管理
	Protection	Conservation	Visit	Location significant	Monitoring
引き揚げ(陸上)	殆どの場合可能	種類によるが殆ど可能	常時可能	水中にあったことの重要性が失われる	簡単/経済的である
原位置保存(水中)	かなり可能	管理、方法、内容、種類によっては異なる	方法によっては可能/不可能	原位置や遺物は失われな い	難しい/費用が掛かる
埋戻し(水中)	かなり可能	管理、方法、内容、種類によっては異なる	不可能	別の場所に移すことも可能である	難しい/費用が掛かる